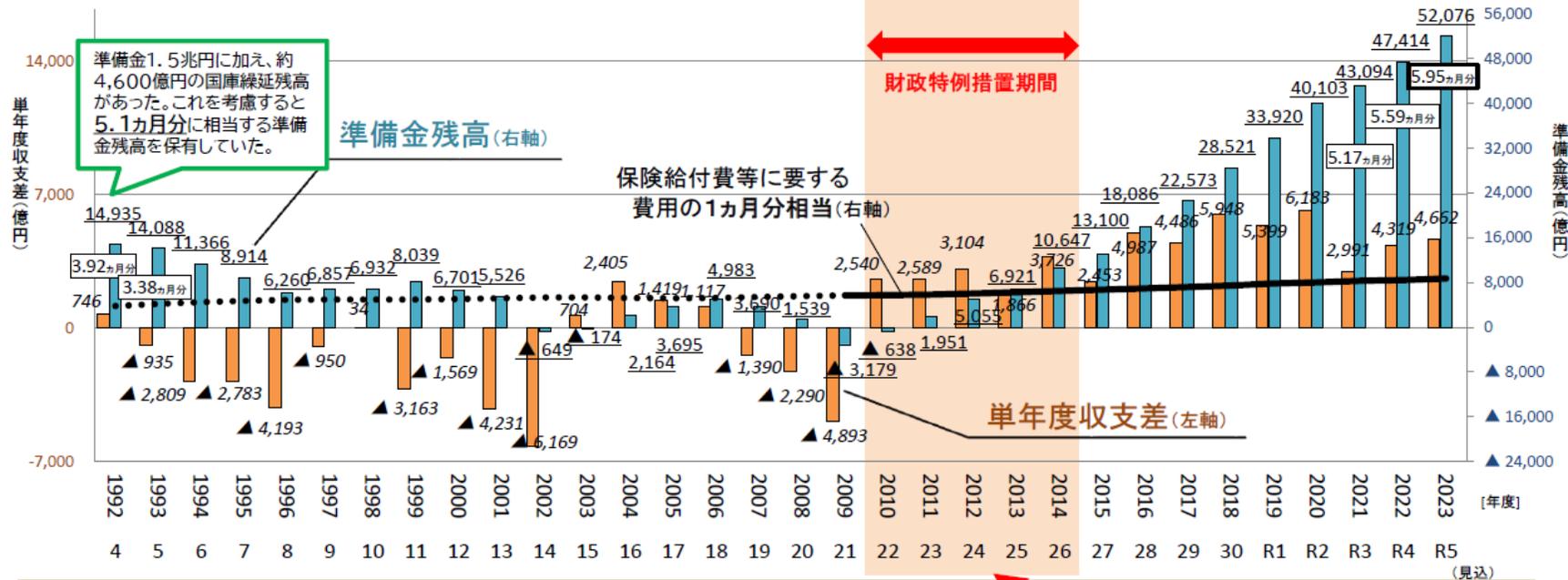


協会けんぽ(旧政管健保)の 国庫補助率・保険料率の経緯

令和6年度 第2回全国健康保険協会長崎支部評議会

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）



(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

旧政府管掌健康保険の中期財政運営と平成4年の国庫補助率引下げの経緯

<平成4年の中期財政運営の導入の経緯>

- 旧政管健保は、昭和56年度以降、保険料収入が伸びたこと等により、財政収支が黒字基調に推移。平成元年に2200億円、平成2年に3400億円、平成3年に3700億円の黒字となり、平成3年度末に積立金が1.4兆円となった。
 - (※) 一般会計の財政状況が厳しく、必要な財源を確保できなかったため、昭和60年度から平成元年度まで、政管健保の積立金を一般会計に繰り入れる特例措置を講じた(60年度～元年度の繰入れ累計額：約4600億円。平成11年度までに元本を全額返済、利息も13年度に全額返済)。
- こうした中、短期的な景気変動等に伴う保険料率の変更をできるだけ避けながら、一層の財政運営の安定を図る観点から、この1.4兆円の積立金を活用して事業運営安定資金(積立金)を創設し、単年度の収支を調整する機能を持たせることで、5年を通じて収支均衡を図りながら財政運営する方式に移行した(平成4年健保法改正)。

この中期財政運営では、保険料率を下げる(8.4%→8.2%)とともに、5年にわたって給付費等の約3ヶ月分の事業運営安定資金が確保されるよう、収支見通しを設定する中で、補助率を「当分の間13%」とした。

 - (※1) 5年間の財政運営では、①中期の財政運営を支える調整資金と単年度の収支不足に対応する支払準備金として、給付費等の約3ヶ月分に相当する事業運営安定資金を確保、②出発年度と最終年度の資金の規模が同程度(給付費等の約3ヶ月分)となるような保険料率を設定、という考えに立って、事業運営安定資金の規模を1.4兆円(平成4年度予算ベースの給付費3.1ヶ月分)とした上で、保険料率8.2%で国庫補助率13%の場合でも、平成8年度に同資金2.0兆円(3.3ヶ月分)を確保できる見通しとした。
 - (※2) 中期財政運営の保険料率は、平成3年当時、付加給付を除いた健保組合の平均保険料率が8.1%、共済組合が8.4%であり、給付費への国庫補助がない被用者保険者とのバランスを考えて8.2%とした。

<平成9年度以降の中期財政運営>

- バブル崩壊後の経済基調の変化等により、平成5年度以降は大幅な赤字基調となったため、5年を1期とする財政運営を、平成9年度以降、2年を1期として財政均衡を確保する方式に見直し、保険料率を8.5%とした(平成9年改正)。
 - (※) 複数年度の収支を見通して財政運営することは引き続き有効との考えに立って、財政運営の期間を2年とした。
- 平成15年度に総報酬制(ボーナスにも月収と同じ保険料率を賦課)を導入した際、5年を1期とする財政運営(平成15～19年度)に戻し、保険料率を8.2%として、少なくとも2年ごとに5年間の財政均衡を社会保険庁長官が確認、公表する方式とした。
 - (※1) 中期財政運営は、平成20年10月の協会けんぽの発足時に廃止され、単年度収支均衡に基づく財政運営に戻された。
 - (※2) 協会けんぽ発足(平成20年10月)までの間の20年度の料率は、21年3月までの間の財政均衡を確保する料率として、8.2%と設定。

「当分の間13%」（平成4年改正）の国会での説明①

<国庫補助率引下げの理由> 衆議院厚生委員会（平成4年3月10日）

○住博司議員 平成四年度から五年間の中期的財政見通しをもとに、財政運営の安定が確保される範囲内で保険料率及び国庫補助率を引き下げることになっております。健康保険組合や共済組合とのバランスも勘案して保険料率を引き下げることでありまして、そして同時に、国庫補助率については、保険料率の引き下げを実施してもなお黒字が見込まれるからという御説明を事前に承りました。さまざまな意見の中には、国庫補助率を安易に引き下げるべきではないという声もあるようですけれども、当分の間という暫定措置のその期間という点も含めて、こうした声はどうやってお答えになるのか、御説明を改めてお聞きしたいと思います。

○黒木政府参考人 政管の国庫補助率につきまして、安易な引き下げは認められないという声は、審議会等の御審議の過程においても私どもは承っているところでございます。

私どもは、今回の国庫補助率の引き下げが、一つは暫定措置である、二つ目には、引き下げても中期的に政管の財政は大丈夫である、三つ目には、今回の引き下げました国庫の余裕と申しますか、それを今回の看護婦を中心といたします診療報酬改定の財源に資する、こういうことで関係方面の理解をいただいていると承知をいたしておるところでございます。

今回の国庫補助率につきましては、基本的な考え方は、五年を通じての財政均衡が図られるような中期的財政運営の中で、健保組合等の保険料率とのバランスにおいて、バランスが失しない限り保険料率をまず下げる。そして、さらに余裕があるということの中で国庫補助の引き下げを行ったわけでございますから、現在の黒字基調であります政管健保につきまして、保険料率に合わせて国庫補助率を引き下げても安定的な運営が十分可能であるというふうに考えておるわけでありまして。

○池端清一議員 国庫補助率を、当面の措置とはいえ一六・四%から一三%に三・四%も引き下げる、このことの理由を明らかにしていただきたいと思うのです。

○黒木政府委員 今回の保険料率及び国庫補助率の引き下げにつきましては、政管健保の財政運営を中期的財政運営に改めることに伴いまして、中期的財政運営の安定の確保が図られる範囲内で保険料率及び国庫補助率の調整を行うことにいたしましたわけでございます。その調整の考え方でございますけれども、政管の黒字基調、三千五百億程度の単年度黒字を計上し、積立金も一兆四千億に達している状況の中で、どういうふうに保険料率及び国庫補助率を調整するかということでございます。まず保険料率につきまして、健保組合の保険料率と矛盾を来さない、バランスを失しない程度に保険料率を下げるという政策判断をいたしまして、そしてその後、国庫補助率につきましては財政運営に支障のない程度の、若干安全を見ながら程度の国庫補助率のあり方について検討をしたわけでございますけれども、結果的に三・四%の補助率引き下げても十分やっていけるということで、暫定措置の形で今回お願いをいたしておるわけでございます。

「当分の間13%」（平成4年改正）の国会での説明②

＜暫定措置はいつ戻すのか＞ 衆議院厚生委員会（平成4年3月10日）

○池端清一議員 平成三年度末では一兆四千億円の積立金が見込まれており、そういう意味ではまさに隔世の感がある、こういう思いがするわけでございます。平成四年度から八年度までの中期的財政状況の見通しによれば、今後も黒字基調で推移をする、平成八年度末には一兆九千九百二十億円の積立資金が見込まれる、こういう御説明でございます。

そうすれば、平成九年度以降はどういうふうに移すのか。いろいろ社会情勢の変化によって、今直ちに九年度以降を展望することはなかなか難しいと思いますけれども、今後の高齢化社会の急速な進展あるいは医療費の増高、さらには景気の後退等々のいろいろな要素を考えて、全く不安要素はないというふうにお考えなのか。九年度以降の見通しについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

○黒木政府委員 五年を超える長期にわたる見通しについてのお尋ねでございますが、もうこの辺になりますと、私どもほとんどしかたすることは申しにくい不確定要因が非常にあるのではないかとこのように考えます。しかし、これからの法案審議でどういう見通しにあるかということをお申し述べよということでございますので、いろいろ中でも五年を超える長期の見通しについても議論をいたしているわけでございますけれども、幸いなことにと申しましょうか、老人人口の増加率、これが平成八年度をピークに減少に転ずるといふ財政好転要因があるということ等を考えまして、私どもとしましては、五年後の中期的財政状況の見通し、現在の見通しがそれ以上悪化する可能性は五年経過後もないのではないかとこのように少なくとも考えている次第でございます。

○池端清一議員 当分の間とはどの程度の期間を考えておられるのか、その点も明らかにされたいと思っております。

○黒木政府参考人 現段階で当分の間の措置の終期と申しますか、期間の長さについて私どもがお答えすることは非常に難しいわけでございます。基本的な考えを申し上げますと、政管健保に対します国庫補助のあり方につきましては、今後医療保険制度における費用負担のあり方全般の中で検討していくことが適当だと考えておまして、その結論に沿って措置がなされるまでは暫定措置という形で、これで運用させていただきたいという趣旨でございます。

○池端清一議員 この点は本当に大事な点でございますので、私は大臣にお尋ねをしたいと思うのであります。今後の政管健保の財政状況、どういふ推移をたどっていくか、これはまあ明らかではありませんが、今後政管健保の財政状況が悪化するということも十分予想されるわけでありまして、こういうような財政状況が悪化した場合には、当然のことながら国庫補助率は復元されるもの、復元するものと理解してよろしいかどうか、明確な答弁をお願いいたします。

○山下徳夫厚生大臣 今回の改正によりまして、政管健保につきましては中期的な財政の安定が確保されるものと考えておりますが、今後予測不可能な経済の大幅な変動や医療費の大幅な増高がない限り、安定的に運営していくことができるものと考えております。万一そのような事態が起こった場合には、必要に応じて御指摘の趣旨をも踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

「当分の間13%」（平成4年改正）の国会での説明③

○池端清一議員 単に検討するじゃなくて、補助率というのはやはりきちっと本則に残っているんですから、一六・四%から二〇%の範囲内においてという本則に残っておるわけでありますから、これはきちっと措置してもらわなければだめだ、こういうことでございますが、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○黒木政府委員 私どもの基本的な考え方は、今後政管の財政運営は大丈夫だということを試算数字をもってお示しをし、したがって、向こう五年間は保険料を引き上げないで済むという判断をお示ししているわけでございます、ただいま大臣がお答えいたしましたのは、そういう私どものスタンスから申し上げまして、五年間は保険料を上げないで済むように私ども判断をし、政策を立案しているわけでございますから、万一財政状況が悪化した場合の措置については、その事態に応じまして、必要に応じまして国庫補助の復元について検討させていただく、こういう趣旨でございます。

○大野由利子議員 これは暫定措置であり、当面やむを得ないということでございますが、これはいつまでこのように引き下げられた状況であるのか。財政状況がどのような状況になればまた再びもとに戻されるのかについてお尋ねしたいと思います。

○山下徳夫厚生大臣 今回の国庫補助率の引き下げは、当分の間の暫定措置でございます。政管健保に対する国庫補助のあり方については、基本的には、今後医療保険制度における費用負担のあり方全般の中で検討していくのが妥当であると考えております。また、今回の改正により、政管健保については中期的な財政の安定が確保されるものと考えておりました、今後予測不可能な経済の大幅な変動や医療費の大幅な増高がない限り、安定的な運営をしていくことができるものではないかと考えております。万一そういう事態が起こった場合には、政管健保の費用負担のあり方について、その時点において検討すべき問題だと思っております。

○大野由利子議員 財政状況がもし現在より悪化した場合に、保険料率を引き上げるのではなくて、国庫補助率を引き上げるということをごきちっと確約はできますでしょうか。

○黒木政府委員 万が一政管健保の財政が非常に苦しくなった場合の保険料なり国庫補助負担の考え方でございますけれども、そういう事態というのは、医療費の大幅な増高あるいは私どもの予測不可能のような経済の大幅な変動等の場合が考えられるわけでございますが、そういう場合にはやはり健保組合の保険料率も相当に動いているのではなからうかと私ども思います。

今回の保険料率の設定についても、政管の保険料率が自主的に国庫補助なしで運営されている健保組合の保険料率を下回るということでありましたら、健保組合の存立と申しますか、運営がやはり非常に問題が生ずるだろうと思っております、両者のバランスというのは、同じ被用者保険の世界の中における保険料でございますので、絶えずバランスを見ていかなければならないというのが第一点でございます。そういうバランスを見ながらも、なおかつ国庫補助率について見直しが必要だということがあれば、当然その時点で検討をすべき事項だというふうに私どもは考えておるわけでございます。

平成4年改正時の中期財政運営の見通し（平成4年度～8年度）

- ① 昭和56年以降、好景気で保険料収入が伸びたこと等により、単年度収支が黒字基調となり、平成元年に2200億円、平成2年に3400億円、平成3年に3700億円の黒字が生じた結果、平成3年度末で積立金が1.4兆円となった。
- ② この積立金を活用して、当時の健保組合等の保険料率の水準を勘案して、保険料率を下げる（8.4%→8.2%）とともに、5年間にわたって給付費等の3ヶ月分の事業運営安定資金（積立金）が確保されるよう、財政収支の見通しを設定。
- ③ この収支見通しにおいて、国庫補助率を16.4→13%に引き下げた。

		平成4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
収 入	保険料収入	52,070	55,820	58,570	61,150	63,850
	国庫補助	7,660	8,180	8,670	9,120	9,570
	その他	730	820	930	1,010	1,070
	計	60,460	64,820	68,170	71,280	74,490
支 出	保険給付費	41,190	43,360	45,090	46,660	48,290
	老人保健拠出金	13,860	15,200	16,750	18,190	19,570
	退職者給付拠出金	2,980	3,280	3,490	3,710	3,940
	保健施設費等	1,510	1,530	1,550	1,570	1,580
	予備費	600	650	700	700	750
	計	60,140	64,020	67,580	70,830	74,130
単年度収支差		320	800	590	450	360
事業運営安定資金		14,920	16,370	17,660	18,810	19,920
同資金／給付費等(※)		3.1ヶ月分	3.2ヶ月分	3.2ヶ月分	3.3ヶ月分	3.3ヶ月分

(※) 給付費等は、保険給付費、拠出金、保健施設費等の合計（国庫補助分を含む）。

(参考) 決算

収 入	60,093	61,818	63,339	66,082	67,509
支 出	59,347	62,753	66,148	68,865	71,702
単年度収支差	746	▲935	▲2,809	▲2,783	▲4,193
事業運営安定資金	14,935	14,088	11,366	8,914	6,260

(注) 平成8年度は、一般会計への繰入特例措置分の返済額（1543億円）を準備金残高に反映。

政府管掌健康保険・協会けんぽの単年度収支決算(医療分)の推移

(平成24年7月現在)
(単位：億円)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収入	47,824	53,369	58,006	60,093	61,818	63,339	66,082	67,509	69,257	69,805	69,091	67,899
支出	45,637	49,937	54,259	59,347	62,753	66,148	68,865	71,702	70,207	69,771	72,254	69,468
単年度収支差	2,187	3,432	3,747	746	▲935	▲2,809	▲2,783	▲4,193	▲950	34	▲3,163	▲1,569
準備金残高	7,042	10,459	14,156	14,935	14,088	11,366	8,914	6,260	6,857	6,932	8,039	6,701
保険料率	8.4%	8.4%	8.4%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
国庫補助率	16.4%	16.4%	16.4%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入	67,444	65,909	68,695	68,326	68,764	69,487	71,052	71,357	69,735	78,172	80,577
支出	71,675	72,077	67,991	65,921	67,345	68,370	72,442	73,647	74,628	75,632	77,992
単年度収支差	▲4,231	▲6,169	704	2,405	1,419	1,117	▲1,390	▲2,290	▲4,893	2,540	2,586
準備金残高	5,526	▲649	▲174	2,164	3,695	4,983	3,690	1,539	▲3,179	▲638	1,947
保険料率	8.5%	8.5%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	平均8.2%	平均9.34%	平均9.5%
国庫補助率	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	16.4%	16.4%

(※1) 平成8年度は、一般会計への繰入特例措置分の返済額(1543億円)が準備金残高に反映されている。

(※2) 平成9年度は、一般会計への繰入特例措置分の返済額(1413億円)が準備金残高に反映されている。

(※3) 平成11年度は、一般会計への繰入特例措置分の元本(4183億円)が全額返済されたので、その分が準備金残高に反映されている。